

一宮監公表第6号

平成27年12月21日

一宮市監査委員 佐藤章次

一宮市監査委員 岸澤修

一宮市監査委員 森利明

一宮市監査委員 平松邦江

公の施設の指定管理者の監査結果報告に基づく措置の公表について

地方自治法第199条第9項の規定により提出した監査の結果報告に基づき、公の施設の指定管理者から措置を講じた旨の通知がありましたので、同条第12項の規定により、その通知にかかる事項を次のとおり公表します。

公の施設の指定管理者の監査結果報告に基づく措置状況

1 措置を講じた団体

ハマダスポーツ企画株式会社（市所管課：教育文化部教育指定管理課）

公の施設名称：一宮地域文化広場、尾西文化広場

2 監査結果提出日及び公表日

平成 27 年 10 月 28 日（監報告第 18 号、一宮監公表第 2 号）

3 措置通知受理日

平成 27 年 11 月 27 日

4 措置の内容

措置の内容は、以下のとおり

◎ハマダスポーツ企画株式会社（監査対象施設指定管理者）

指摘事項（措置を要する事項）	措置状況
(1) 自主事業の講座開催に要する経費については、講座ごとに小口現金で処理しているが、現金出納簿が整備されていなかった。また、施設使用料等の収入については、利用料等内訳表と日別入金内訳書により現金の管理を行っているが、現行の方法では、手許現金の保有高が把握しにくく、記録整理が不十分であった。現金の保管状況が明確となるよう現金出納簿を整備されたい。また、紛失や盗難等のリスクをできる限り減らすためにも、管理体制を強化するなど現金の管理には万全を期されたい。	(1) 講座開講に伴う小口現金及び広場で運用するつり銭に至るまで全ての手許現金にかかる現金出納簿を整備し、利用料金等内訳表及び日別入金内訳書においては累計欄を新たに設け手許現金額の明確化を行った。また、上記対応に伴い広場内に出納責任者及び出納担当者を区別配置し現金の記録整備に一層の注意をもって取り組むとともに今後更なるリスク回避を図るための体制強化にあたります。